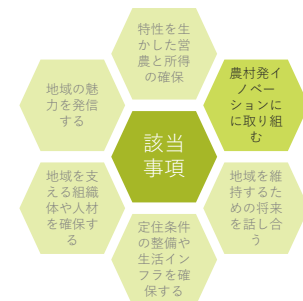




趣旨
目的

グリーン社会（カーボンニュートラル）の実現に向けて、エネルギー地産地消を推進するため、家畜排せつ物等を活用したバイオガスプラント等の施設・機械の導入を支援する。

事業
内容

1. 施設整備

家畜排せつ物等の畜産バイオマスを活用し、エネルギー地産地消に資するバイオガスプラント等を導入するために必要な調査・設計及び施設整備を支援する。

《支援対象施設》

前処理施設、発酵槽、ガスホルダー、発電機、貯留槽、熱利用施設 等

2. 機械導入

バイオガスプラントの導入メリットを地域に波及させるため、バイオ液肥の利用拡大や、災害時のレジリエンス強化に必要な機械導入（リース方式含む）を支援する。

《支援対象機械》

バイオ液肥散布車、非常用回線切換装置、蓄電・精製ガス装置 等

事業実施主体
(対象者)

畜産・酪農経営者等

補助率

1/2

令和3年度
当初予算
(百万円)

986 (2年度補正)

<事業イメージ>



(電気・熱・ガス)

<事業の流れ>

1/2

国

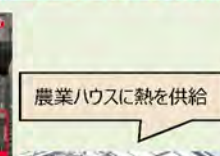
畜産・酪農経営者等

エネルギーの地産地消

バイオガスのフル活用により、エネルギー需要に対応



搾乳ロボットの終日稼働により、省力化を実現



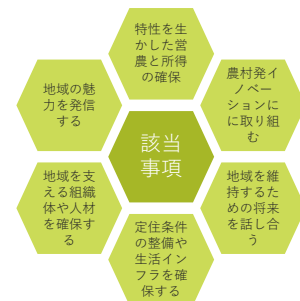
農業ハウスに熱を供給

災害時の地域レジリエンス強化



非常用切換装置、蓄電・精製ガス装置 等
停電時地域利用

13

趣旨
目的

農山漁村の自立及び維持発展に向け、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会を創出するとともに、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域の活性化を図る。

事業
内容

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進する。

事業実施主体
(対象者)

地域協議会、市町村、
農林漁業者の組織する団体 等

補助率

地域協議会 定額
地方公共団体 1/2 等

令和3年度
当初予算
(百万円)

9,805

<事業の全体像>

1. 農山漁村地域での取組への支援

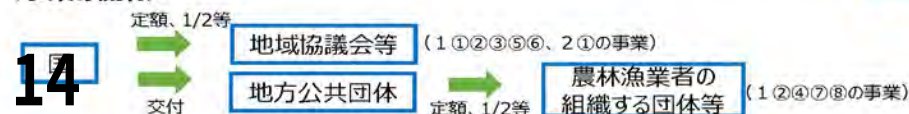
※下線部は拡充内容

- ① **地域活性化対策**
地域活性化のための活動計画づくりやコミュニティ維持の取組等を支援します。
- ② **中山間地農業推進対策**
中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築を支援します。
- ③ **山村活性化対策**
振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。
- ④ **最適土地利用対策**
農地の粗放的利用によるモデル的な取組等を支援します。
- ⑤ **農泊推進対策**
観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。
- ⑥ **農福連携対策**
農林水福連携の推進に向け、障害者等に配慮した施設整備等を支援します。
- ⑦ **農山漁村活性化整備対策**
地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。
- ⑧ **情報通信環境整備対策**
インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援します。

2. 都市部での取組への支援

- ① **都市農業機能発揮対策**
都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。

<事業の流れ>



問合せ先

1 ①⑤⑥、2 ①の事業	都市農村交流課	03-3502-5946
1 ②③④の事業	地域振興課	03-3502-6286
1 ⑦⑧の事業	地域整備課	03-3501-0814

事業URL

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

趣旨
目的

中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念されるため、農業者等に中山間地域と平地の農業生産条件の不利を補正するための交付金を支払うことにより、中山間地域等の農業生産活動の維持を図る。

事業
内容

中山間地域等において、地目や傾斜等に応じた交付金を、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に協定農用地面積に応じて交付する。

事業実施主体 (対象者)	農業者の組織する団体等	補助率	定額	令和3年度 当初予算 (百万円)	26,100
-----------------	-------------	-----	----	------------------------	--------



<事業の内容>

- 中山間地域等直接支払交付金 25,900 (25,900) 百万円
 - 第5期対策(令和2～6年度)のポイント
 - 対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域(保全を図る棚田等に限る)を追加
 - 6～10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化

〔「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)〕
 - 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、集落協定の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充
 - 農業者等が安心して取り組めるよう交付金返還措置の見直し

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 [円/10a]
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜
(傾斜：15度)

11,500円/10a

<事業イメージ>

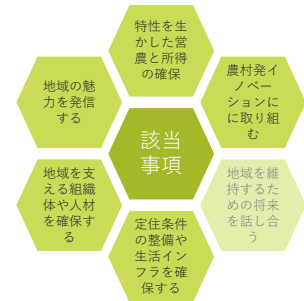
- 【対象地域】中山間地域等
(地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域)
- 【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
- 【集落協定等に基づく活動】
- 農業生産活動を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
 - 農業生産活動等の体制整備のための取組(集落戦略の作成)
- 【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 [超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可]	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

- 中山間地域等直接支払推進交付金 200 (200) 百万円
制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>





趣旨 野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取組や、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援する。

事業内容 市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援する。

事業実施主体 (対象者)	都道府県、地域協議会、民間団体等	補助率	定額（1/2以内等）	令和3年度 当初予算 (百万円)	11,005
-----------------	------------------	-----	------------	------------------------	--------

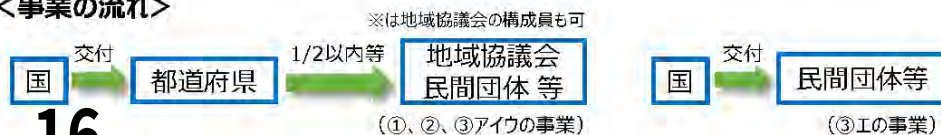
<事業の内容>

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- ① 侵入防止柵、焼却施設、捕獲高度化施設等の整備※（1/2以内、直営施工の場合は定額支援）
- ② **捕獲活動の抜本的強化・地域ぐるみの被害防止活動**
 - A 捕獲活動経費の直接支援（費種等に応じた上限単価以内での定額支援・**捕獲頭数の増加に応じた上乗せ支援**）
 - イ **捕獲サポート体制の構築**、ICTを活用したスマート捕獲等の取組を支援（限度額内で定額支援）
 - ウ 都道府県が行う広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援（2,300万円以内を定額支援）
- ③ **ジビエフル活用に向けた取組**
 - A 利用可能な個体のフル活用体制構築に向けた、処理加工施設やジビエカー、**簡易な一次処理施設等の整備**※（1/2以内）
 - イ **放射性物質による出荷制限解除に向けた検査費用の支援**（限度額内で定額支援）
 - ウ **捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入**
 - E ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援（定額支援）

等

<事業の流れ>



16

<事業イメージ>

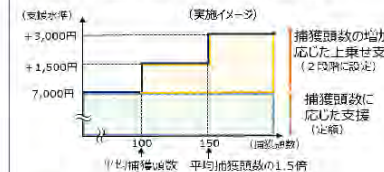
【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用への支援】



【捕獲活動の抜本的強化】

①捕獲頭数の増加に応じた活動経費の支援

・シカ・イノシシの平均捕獲頭数以上の捕獲に対して、最大3,000円を上乗せ支援



・成果をあげた協議会を表彰し、活動経費を支援

②捕獲サポート体制の構築支援

地域の農業者や農業関連団体、若者等で捕獲サポート体制を構築



【ジビエフル活用に向けた取組】

①利用可能な個体のフル活用体制構築

簡易な一次処理施設や残渣処理施設等の整備による処理体制の構築



②放射性物質影響地域における支援

出荷制限解除に向けた検査費用の支援



③捕獲から販売まで一体となった活動への支援

捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入



【鳥獣被害対策推進枠】

- ・多面的機能支払交付金のうち多面的機能の増進を図る活動等の一部（鳥獣緩衝帯の整備・保管理等）
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち生産性向上加算及び集落機能強化加算等（捕獲対策・ジビエ利用拡大等）